平成21年度第2回旭川地方・家庭裁判所委員会議事概要

『模擬の裁判員等選任手続を実施』

- 1 開催日時 平成21年11月25日(水)午後1時30分から午後3時30分
- 2 開催場所 旭川地方・家庭裁判所
- 3 出席者(50音順・敬称略)
 - 地裁委員 加藤卓,河村俊哉,黒川伸一,中村元弥,則末尚大(兼務),長谷 川明彦(兼務),林享男(兼務),明翫義昭,八木良一(兼務)
 - 家裁委員 蒲田祐一,千葉胤久,茶木一範,則末尚大(兼務),長谷川明彦(兼務),林享男(兼務),藤田悦子,八重樫和裕,八木良一(兼務)
 - 事務局 西亦敏廣民事首席書記官,菅野晶子刑事首席書記官,講元秀夫家裁首席書記官,齋藤仁史裁判員調整官,甲斐裕司地裁事務局長,相原俊二家裁事務局長,狩原元地裁事務局次長,井田久敏家裁事務局次長,稲葉嘉隆地裁総務課長,堀江優子家裁総務課長,関下健二地裁総務課課長補佐,山內慶嗣家裁総務課課長補佐
- 4 模擬の裁判員等選任手続
 - (1) 事前に送付した模擬の「裁判員等選任手続期日のお知らせ(呼出状)」等に基づき,各地家裁委員が模擬の裁判員候補者として来庁
 - (2) 受付,登録
 - (3) オリエンテーション (選任手続の流れ説明,当日質問票の記入,事件の概要説明,質問手続の説明等),質問手続
 - (4) 選任・不選任の告知,不選任候補者への説明等

5 議 事

- (1) 開会の言葉
- (2) 委員交替の報告
- (3) 新任委員の自己紹介

(4) 意見交換

ア 事前に送付した書類の内容,選任手続会場への誘導サインについて

委員 庁舎の東側玄関から入ってすぐの案内表示は,若干小さくて分かりづらかった(庁舎の東側玄関に案内表示があったこと自体,気が付かなかったという意見もあった。)。案内表示を色づけしていたのは工夫されたのかなと思うが,表示の面積を大きくした方がよいと思う。それ以外の場所にあった案内表示は,大きくて目立って分りやすかった。

また,庁舎玄関に裁判所職員の方が立っておられたが,こちらから何 も言わなければ積極的な対応はしないという感じであったが,意識して そのようにされていたのか。

- 事務局 積極的に声をかけると、その方が裁判員候補者であることが周りの人に分かるということもあって、どのような対応がよいか難しいところがある。候補者の方であるということが分かれば、積極的に御案内したいと考えている。
- 委員 玄関に職員の方が立っておられたので何か声かけがあるのかなと思ったら無かったので、何か厳重な警戒をしているのかな、いつもと雰囲気が違うなという感じがした。もし、案内係ということであれば、「案内係」と大きく表示した腕章などを付けていただければ、こちら側から聞きやすいのではないかと感じた。一般の方は、普段、裁判所に来るということは、なかなか無いと思うし、裁判所には緊張して来られるというイメージがあるので、「案内係」と表示されていれば、安心感があるのではないかと感じた。
- 委員 選任手続期日のお知らせ(呼出状)に同封されていたガイドブックは,利用者の立場に立って作成されており,非常に分かりやすいと感じた。ガイドブックには,「保育サービスの案内」も掲載されていたので,そこに記載されている「旭川市子ども育成課」に電話をしてみたところ,スムーズに質問に答えてくれたので,連携がよく取れていると感じた。

- 委員 ガイドブックには宿泊所に関する案内も掲載されているが、宿泊を要する候補者が、宿泊予約が混み合う時期に、裁判員に選ばれて予約をする時間的な余裕がないときに不安ではないか。
- 事務局 裁判所が特定のホテルを予約するということはできないが,スムーズ に予約ができるよう,できるだけ裁判所が協力させていただきたいと思っている。
- 委員 駐車場を利用できることを,ガイドブックに記載するなどして候補者 に案内した方がよいと思う。
 - イ 受付手続について
- 委員 受付をすると思っていなかったので戸惑った。受付をする必要があることを事前に知らせておいた方がよい。また,送付されている書類が多いほど,受付時に「これを出してください。」と言われても即座に出せないので,受付時にどの書類を出さなければならないかも事前に知らせた方がよいと思う。本日の受付態勢では,30人以上の候補者が来られる場合には,受付が混雑して対応しづらいと思うので,これらの点を含めて,受付の混雑緩和の工夫をされてはどうかと思う。
- 委 員 受付場所は,奥まっているように感じた。受付フロアには「裁判員係」 という表示を付けた職員の方が何人かいたが,その役割り,位置づけを 教えてほしい。
- 事務局 「裁判員係」の表示を付けた職員は,受付フロアだけに配置しており, 裁判員候補者の方への受付案内,受付手続,待合室への案内などを分担 して行う者である。
 - ウ オリエンテーションと質問手続について
- 委 員 オリエンテーションが始まるまで B G M が流れていたのは,非常にリ ラックスできて良かった。
- 委員 机上配布されていた当日質問票は 席についてすぐに書こうと思った。 すぐに書いていいのかどうか , アナウンスした方が良いと思う。

- 委員当日質問票の問2に「事件について知っていますか」とあったが、「知っている」といっても、人によってその程度に差があると思うが、この項目は、選任手続にどのように影響するのか。
- 河村委員 選任手続の中で不公平な裁判をするおそれがある人がいるかどうかを確認する必要があるわけであるが、問2の項目は、単に事件を知っているか、知っていないかを確認するのではなく、不公平な裁判をするおそれがあるかどうかをお聞きする一つの端緒として考えている。

委員問3も同様か。

河村委員 趣旨は同じである。

- 委員質問票や質問手続で聞かれたことも守秘義務にかかるのかどうか,また,当日質問票の余白にメモなどはしてよいのか,オリエンテーションで説明されたことや当日質問票の裏面に記載されている事件の概要を何かにメモをして持ち帰ってよいのかどうかが分からなかった。
- 河村委員 オリエンテーションの中でその点について触れることも検討してまい りたい。
- 委員 個別質問室内の配置(座席)は,非常に高い緊張感を受けた。また,候補者席から見て向かい側の席にいる裁判官や検察官の方たちは,並んでいる幅が広くて一度に視野に入らなかった。オリエンテーションで見たDVDでの質問室の様子(円卓)とも全く違っていた。もう少し机の配置や座席位置を工夫した方がよいと思う。
- 事務局 座席配置を工夫するほか,実際の質問室の雰囲気が伝わるようオリエ ンテーションでお見せする質問室の写真を工夫するなど,候補者の方の 緊張感をできるだけ和らげられるよう検討したい。
 - エ 選任・不選任の告知,不選任候補者への説明等について
- 委員 選任手続中,全体の手続の中でどこまで進んでいるのか,自分が今ど ういう手続にいるのかが分からなくて不安があった。これが分かったほ うがリラックスできると思うので,手続の途中経過を随時アナウンスし

た方がよいと感じた。

(必ずしもそうは思わなかったという委員の意見もあった。)

委員選任の結果が告知され、自分は裁判員に選ばれなかったのに、「番(自分の番号)の方は残ってほしい」と言われた。選ばれなかったので、すぐに帰ることができると思ったのに、何のために呼ばれたのか分からなくて、かなり動揺した。後で、自分が辞退を認められたのでその説明を受けるために呼ばれたとのだと分かったが、その辺の注意喚起をもう少し強くするというか、もっと早い段階で知らせる方法がないかと感じた。

オ その他

委 員 出頭証明印は,希望者だけではなく,受付時に全員に押した方がよい のではないかと思う。

(必要な人に対応すれば足りるとする委員の意見もあった。)

- 委員 裁判員等に選任されなかった候補者が,選任手続当日に法廷見学や裁判傍聴をできるということであれば,その旨をあらかじめ積極的に案内した方がよいと思う。また,感謝カードは,もう少し工夫の余地があるのではないかと思う。
- 委員長 ほかに御意見等がないようでございますので,これをもちまして意見 交換を終わらせていただきます。本日お寄せいただきました貴重な御意見に基づき,改善できるものにつきましては検討の上,取り入れていき たいと考えております。

本日は,ありがとうございました。

(5) 次回開催期日等

平成22年度第1回の期日は平成22年5月26日(水)午後1時30分, 平成22年度第2回の期日は平成22年11月24日(水)午後1時30分と する。平成22年度第1回は、「裁判員裁判」をテーマとして、当庁で実施す る裁判員裁判を踏まえて意見交換を行うこととする。 (6) 閉会の言葉

配 布 資 料

- 資料1 模擬の「裁判員等選任手続期日のお知らせ(呼出状)」(事前送付)
- 資料 2 裁判員等選任手続ガイドブック (旭川地方裁判所)(事前送付)
- 資料3 パンフレット「よりくわしくお知りになりたい方へ 裁判員制度ナビゲーション」(最高裁判所)(事前送付)
- 資料4 辞退が認められた候補者への「お知らせ」(旭川地方裁判所)
- 資料 5 感謝カード(旭川地方裁判所作成)

(配布資料添付省略)